

議 事 録

会 議 名	令和3年 第9回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和3年9月24日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄      2番 三留 清一 6番 金子 隆夫      7番 相田 孝 <div style="text-align: right;">合計5名</div>		
欠席委員	3番 福岡 喜輝 4番 中村 基寛 5番 藤井 薫		
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主査：広田智之		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第3 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和3年第9回定例総会を開会いたします。          農業委員出席委員は8名中5名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日は、新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言が発出されていますので、総会成立に必要な最小人数で審議を進めていきたいと思っております。          本日の議事録署名人に、6番と7番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。          初めに、日程第1農地法3条の規定による許可申請について、議案番号30号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>会 長：事務局より議案の朗読と説明をお願いします。          事務局：(議案番号30号を朗読)          (説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動農業振興地域内の農地1筆です。譲受人を含めて2名で耕作しており、ねぎ、大根、葉物等を作付けしています。また、トラクター、草刈バイнда、草刈り機等を所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は、50メートルで徒歩で2分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて地区担当の1番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1 番：9月16日に事務局と現地調査をいたしました。譲受人は150日以上耕作しており、トラクター等も所有しているので農地法第3条の要件を満たしております。当該地は自宅のすぐ裏にありますので問題ないと思っております。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。          (委員より意見、質問なし)</p>		

	<p>会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>事務局長: 総員挙手</p> <p>会 長: では総員挙手ですので、議案番号30号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号31号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局: (議案番号31号を朗読)</p> <p>(説明) 当該地は岡田地区の農用地の1筆で、現況については畑です。期間については5年間で借り手は、草刈り機等を所有しています。</p> <p>会 長: 続いて、地区担当農業委員の2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2 番: 先日事務局と現地調査をしました。譲受人は過去に実績があり、隣地の岡田567番も4月に利用権設定をしています。有効利用していただけるのであれば問題ないと思います。</p> <p>会 長: ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>事務局長: 総員挙手</p> <p>会 長: では総員挙手ですので、議案番号31号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。</p> <p>次に日程第3、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号62号から65号の4件、日程第5、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号66号から68号の3件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局: 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり4件、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり3件、それぞれ届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長: ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長: よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長: では、以上をもって、令和3年第9回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和3年第9回定例総会議案及び位置図

議事録署名人

金子 隆夫

議事録署名人

相田 孝

本議事録は、令和3年11月25日、承認・署名を得て確定しました。